

令和3年11月22日

交野市長 黒田 実 様

交野市総合評価落札方式審査委員会
委員長 加 嶋 章 博

答 申 書

令和3年4月26日付、交企政第5号で諮問のあった事項に関して、下記のとおり答申します。

記

1. 対象事業
（仮称）交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校整備事業
2. 落札候補者
戸田建設株式会社グループ
3. 落札候補者選定に至る経緯
別紙「総合評価結果報告書」のとおり

以上

(仮称)交野市立交野みらい学園
施設一体型小中一貫校整備事業
総合評価結果報告書



令和 3 年 11 月
交野市

目 次

1. 事業概要及び施設概要	3
2. 審査委員会の構成	4
3. 落札候補者選定の流れ	5
4. 評価選定方法	7
5. 本件の参加者	11
6. 入札価格の開札	11
7. 加点審査の結果	11
8. 落札候補者の選定結果	12
9. 加点審査項目に対する審査講評	12
10. 審査委員会の総評	15
11. 参考資料(1) 関係条例	16
12. 参考資料(2) 中間答申書	18

1. 事業概要及び施設概要

「(仮称)交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校」については、令和元年度に策定した「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」及び令和2年度に策定した「(仮称)交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校 基本設計書」を踏まえ、令和7年4月の開校に向けて「基本設計先行型DB(デザインビルド)手法」により整備を進めることとした。

(1) 事業概要

事業名称	(仮称)交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業
事業実施方法	基本設計先行型デザインビルド
事業の範囲	(1) 事前調査業務 (2) 実施設計業務 (3) 新校舎および付属棟建設・土木造成開発等工事 (4) 解体撤去業務 (5) その他関連業務
事業期間	本契約締結日の翌日から令和6年12月20日
事業予算	税込 7,493,477,000 円(モニタリング及び工事監理は含まない) ・ 予定価格 : 事前公表 ・ 調査基準価格 : 事前公表 ・ 失格基準価格 : 事後公表
事業者選定方法	総合評価落札方式制限付一般競争入札

(2) 施設概要

施設名称	(仮称)交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校
整備計画地の場所	大阪府交野市私部 1 丁目地内 (現交野小学校、旧第1・第2給食センター)
施設用途	教育施設 (平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二類型第七号 第一類)
用途地域	第一種中高層住居専用地域
容積率 / 建蔽率	200% / 60%
高度地区	第二種高度地区
開発区域面積	約 24,035 ㎡
予定敷地面積	約 22,265 ㎡
主要構造	RC造(一部S造、PC 造その他の構造も可とする)
建設工事規模	4階建て延べ面積 15,830 ㎡程度
解体工事	現交野小学校(RC 造一部 S 造、延べ面積:約 8,100 ㎡) ※屋内運動場・プール・交野児童会・倉庫等・樹木・外構構造物含む 旧第1・第2給食センター(S 造、延べ面積:約 1,900 ㎡)

2. 審査委員会の構成

交野市総合評価落札方式審査委員会条例に基づき、(仮称)交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業に係る総合評価落札方式による審査を行った。

【交野市総合評価落札方式審査委員会委員】

	職名	氏名	役職等
1	委員長	かしま あきひろ 加嶋 章博	摂南大学 理工学部 建築学科 教授
2	副委員長	おおわん きくお 大湾 喜久男	交野市 教育委員会 事務局 教育次長
3	委員	わかもと かずひと 若本 和仁	大阪大学大学院 工学研究科 環境エネルギー工学専攻 准教授
4	委員	やました まこと 山下 真	塩野山下法律事務所 弁護士
5	委員	たけうち かずせ 竹内 一生	交野市 都市計画部長

参 考 交野市総合評価落札方式審査委員会条例（抜粋）

（設置）

第1条 本市が発注する建設工事の入札を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札による方式(以下「総合評価落札方式」という。)により行うに当たり、同条第4項の規定による落札者決定基準の策定に係る意見の聴取、同条第5項の規定による落札者の決定に係る意見の聴取その他総合評価落札方式に関する事項についての意見の聴取を学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)から行うため、地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市総合評価落札方式審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

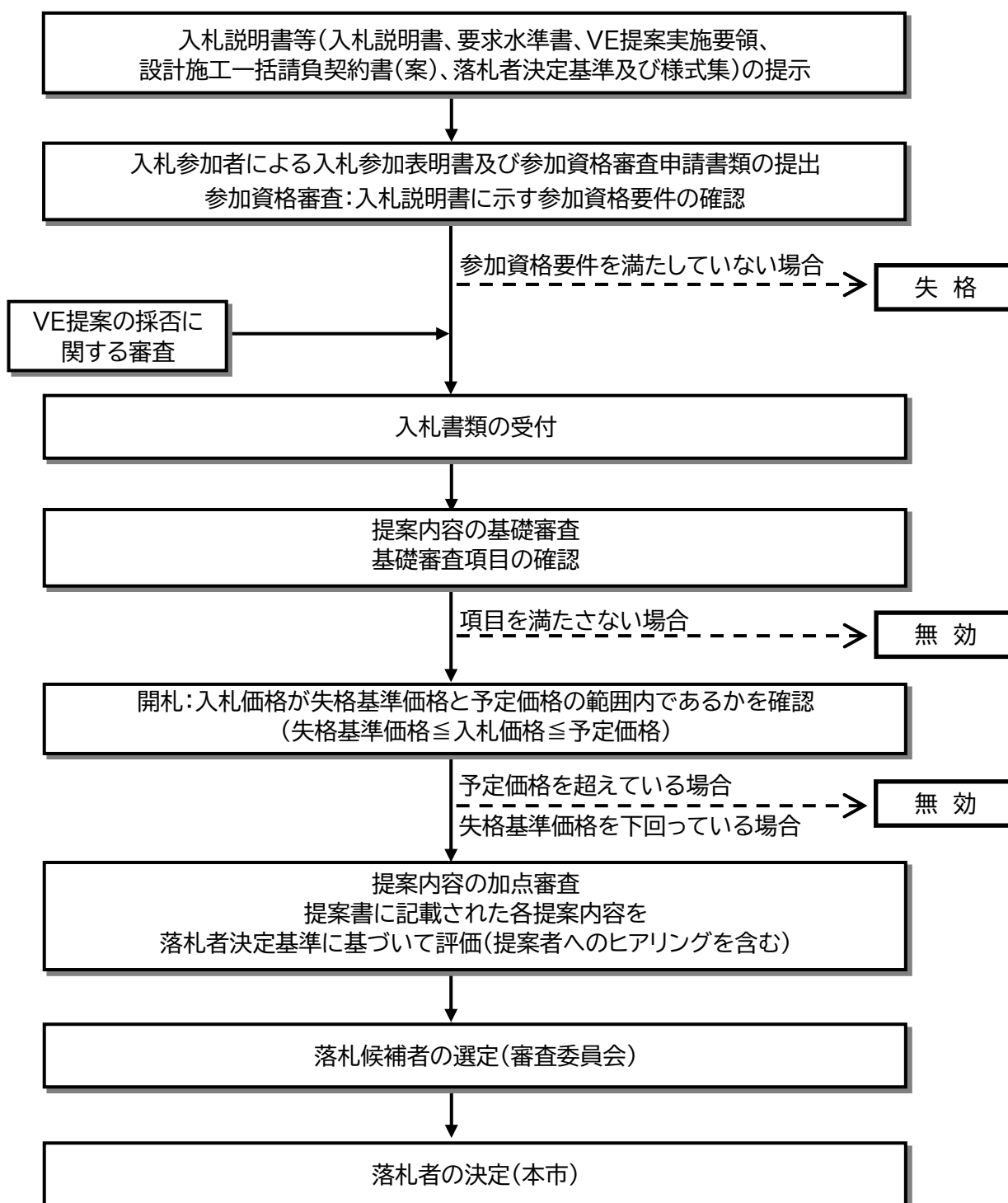
- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 入札者の技術提案等の評価に関すること。
- (3) 落札者の決定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に関し、市長が必要と認めること。

3. 落札候補者選定の流れ

落札候補者決定までの経緯については以下のとおり

日程	内容
令和3年4月26日	第1回 交野市総合評価落札方式審査委員会 【内容】 事業概要の確認 現地見学 審査基準等(要求水準書、落札者決定基準)の検討
令和3年5月27日	第2回 交野市総合評価落札方式審査委員会 【内容】 落札者決定基準に係る審議
令和3年6月4日	中間答申(落札者決定基準について)
令和3年6月11日	入札公告 第1回入札説明書等に関する質問の受付開始
令和3年6月24日	第1回入札説明書等に関する質問の受付終了
令和3年7月15日	第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 参加表明書、参加資格審査申請書類及びVE提案書の受付開始
令和3年8月5日	参加表明書、参加資格審査申請書類及びVE提案書の受付終了
令和3年8月26日	参加資格審査結果及びVE提案審査結果の通知 第2回入札説明書等に関する質問の受付開始
令和3年9月2日	第2回入札説明書等に関する質問の受付終了
令和3年9月16日	第2回入札説明書等に関する質問への回答公表 入札書及び提案書等の受付開始
令和3年10月7日	入札書及び提案書等の受付終了
令和3年10月7日～	基礎審査の実施
令和3年10月27日	基礎審査の結果通知
令和3年11月4日	開札 第3回 交野市総合評価落札方式審査委員会 【内容】 加点審査(提案書に対するヒアリング)
令和3年11月 日	答申(落札者候補者の決定について)

(参考)入札手続きの流れ



4. 評価選定方法

(1) 評価方法

落札者決定基準において、評価は、「設計等業務・建設業務に関する事項」の評価点と「入札価格に関する事項」の評価点とを合計した評価点によるものとし、評価点の一番高い者を落札候補者とし、二番目に高い者を次点者とする事とした。

$$\text{合計得点(100点)} = \text{「設計等業務・建設業務に関する事項」の評価得点 (配点50点)} \\ + \text{「入札価格に関する事項」の評価得点 (配点50点)}$$

※ 入札参加者が1者であっても、入札価格が、失格基準価格と予定価格の範囲内であり、かつ本審査委員会による「設計等業務・建設業務に関する事項」に対する加点審査の結果、評価得点が失格点(10点)を上回る場合については、当該入札参加者を落札候補者として選定する。

(2) 審査項目に対する配点及び評価のポイント

審査項目	配点	評価のポイント
(1) 本事業についての基本的な事項(計7点)		
ア 学校建設に関する市の基本的考え方の理解度	2点	① 本事業の基本方針等を理解したうえで、学校建設にあたる姿勢や考え方が具体的に記述されているか。(1点) ② ①の姿勢や考え方が、提案書の全般にわたって反映されているか。(1点)
イ 本事業の実施にかかる執行体制や事業スキーム等の的確な把握	5点	① 本事業の目的、内容、事業スキーム等を把握した事業計画等について、優れた提案がなされているか。(2点) ② 設計企業と建設企業との連携及び本市との協議方法等について、優れた提案がなされているか。(2点) ③ 国庫補助金制度の適用にかかる財源確保の支援について、優れた提案がなされているか。(1点)
(2) 設計等業務(新校舎等に係る実施設計)についての事項(計18点)		
ア 機能・性能の向上	12点	① 新築施工や維持修繕、施工後の居室レイアウトの変更が可能となる建屋の構造計画(杭基礎・上屋を含む)について、優れた提案がなされているか。(4点) ② 内装や建具の木質化等を含む仕上の性能向上について、優れた提案がなされているか。(4点) ③ 機能向上を目的とした意匠計画を達成するための、優れた提案がなされているか。(4点)
イ ライフサイクルコスト削減のための工夫	6点	① ライフサイクルコストの削減を含む合理的な設備計画について、優れた提案がなされているか。(3点) ② メンテナンスフリーや合理的な維持修繕を可能とする、優れた提案がなされているか。(3点)

審査項目	配点	評価のポイント
(3) 建設業務および開校準備についての事項(計18点)		
ア 施工計画	14点	① 施設の早期引渡しについて、具体的な工期の短縮にかかる、優れた提案がなされているか。(5点) ② 安全確保や騒音・振動対策等、周辺地域に配慮した取り組みについて、優れた提案がなされているか。(5点) ③ その他、施工計画について、優れた提案がなされているか。(4点)
イ 開校準備	4点	① ワークショップの企画・開催の支援について、優れた提案がなされているか。(2点) ② 机や椅子等什器備品、グラウンド遊具、ICT機器の調達に係る支援について、優れた提案がなされているか。(2点)
(4) 地域への貢献、企業の社会貢献の事項(計7点)		
ア 地域への貢献	6点	① 本市内企業の活用について、優れた提案がなされているか。(4点) ※定量評価のため、評価方法は、末尾の別紙を参照。 ※この項目①と次の項目②の提案内容は契約事項とし、契約終了時に履行確認を行う。その際、提案額を下回った場合は、その額にて総合評価値を再計算し、落札時との差分を違約金として徴収する。(契約金額を総合評価値で除して1点あたりの契約金額を算出し、再計算後に不足する点数を乗じて違約金額を算出する。) ② ①のうち市内に本店を置く業者の活用数(1点) ※定量評価のため、評価方法は、末尾の別紙を参照。 ③ その他、地域経済への貢献や近隣地域等の活性化について、優れた提案がなされているか。(1点)
イ 企業の社会貢献	1点	① 低炭素社会やSDGsへの配慮や社会福祉の向上など社会貢献に繋がる、優れた提案がなされているか。(市が定める諸計画(交野市環境基本計画、交野市地域福祉計画等)も参考にすること。なお、当審査項目に限り、本事業以外における取り組み実績についても評価対象とする。)(1点)

(3) 設計等業務・建設業務に関する事項の得点化方法

提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その審査の小項目ごとに、以下に示す4段階評価により採点を行った。

評価	判断基準	得点化方法
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.60
C	わずかに優れている点を認める	配点×0.20
D	要求水準を満たしているが、特に優れた点が認められない	配点×0.00

ただし、「4 地域への貢献、企業の社会貢献の事項」の「ア 地域への貢献」については、次のとおりの評価方法とした。

① 本市内企業の活用について、優れた提案がなされているか。(4点)

(算定式)

$$\frac{\text{契約金額に占める市内業者活用金額(※)}}{\text{提案された市内業者活用金額のうちの最高額}} \times 4 \text{点} = \text{この項目での得点(4点が上限)}$$

※契約金額に占める市内業者活用金額の算出方法

市内業者への下請契約金額や資機材発注金額に次の係数を乗じた金額を算出し、合算する。

ただし、市内業者活用金額は、2億円を下限とし、2億円未満は「0円」とする。

建設工事	市内に本店を置く業者の活用係数	市内に支店を置く業者の活用係数
1次下請	契約金額 × 1.00	契約金額 × 0.60
2次下請	契約金額 × 0.80	契約金額 × 0.40
3次以下の下請	契約金額 × 0.60	契約金額 × 0.20

資機材等	市内に本店を置く業者の活用係数	市内に支店を置く業者の活用係数
元請からの発注のみ	契約金額 × 1.00	契約金額 × 0.60

※施工体制上、同一の下請系統に複数の市内業者が存在する場合は、最も上位の業者との契約のみ「契約金額に占める市内業者活用金額」の算出対象となる。

(例)元請(土工) → 1次下請:市内業者 → 2次:市外業者 → 3次:市内業者

この場合は、市内業者との1次下請契約のみが、算出の対象となる。

② ①のうち市内に本店を置く業者の活用数(1点)

活用数	評価得点
1社	1点 × 0.00
2社	1点 × 0.20
3社	1点 × 0.40
4社	1点 × 0.60
5社	1点 × 0.80
6社以上	1点 × 1.00

(4) 入札価格に関する事項の得点化方法

入札価格については、次の算定式により採点を行った。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とした。

【算定式】

$50点 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{失格基準価格}))$ ※いずれの価格も税抜き

5. 本件の参加者

参加者は、次のとおりであった。

No.	参加者名称
1	戸田建設株式会社グループ

6. 入札価格の開札

受付	事業者	入札価格(税抜)	入札価格に関する 事項の得点
1	戸田建設株式会社グループ	6,791,000,000 円	0.52点

参考 予 定 価 格 : 6,812,250,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
 低入札調査基準価格 : 5,951,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
 失 格 基 準 価 格 : 4,768,570,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

7. 加点審査の結果

審査項目(小項目別)	得 点
	戸田建設株式 会社グループ
1. 設計等業務・建設業務に関する事項	
(1) 本事業についての基本的な事項	
ア 学校教育に関する市の基本的考え方の理解度【2点】	1.04 点
イ 本事業の実施にかかる執行体制や事業スキーム等の的確な把握【5点】	1.84 点
(2) 設計等業務についての事項	
ア 機能・性能の向上【12点】	7.84 点
イ ライフサイクルコスト縮減のための工夫【6点】	2.64 点
(3) 建設業務および開校準備についての事項	
ア 施工計画【14点】	5.52 点
イ 開校準備【4点】	1.20 点
(4) 地域への貢献、企業の社会貢献の事項	
ア 地域への貢献【6点】	4.84 点
イ 企業の社会貢献【1点】	0.36 点
合計	25.28 点

8. 落札候補者の選定結果

入札参加者は1者であったが、当該参加者の入札価格は、失格基準価格と予定価格の範囲内であった。また、委員会での加点審査の結果、「設計等業務・建設業務に関する事項」に係る評価得点が失格点（10点）を上回った。以上のことから、落札者決定基準に基づき、戸田建設株式会社グループを落札候補者として選定した。

9. 加点審査項目に対する審査講評

加点審査の対象となる「設計等業務・建設業務に関する事項」のそれぞれの項目に対して、審査委員会より次のとおり講評があった。

(1) 本事業についての基本的な事項

■ 市の基本的考え方の理解度

- 基本設計のコンセプトかつ市の基本的な考えである「つながる」をうまくすくい取っており、さまざまなステークホルダーや周辺環境へのきめ細やかな配慮が提案上に表れている。
- この学校の「これまで」と「これから」、施設を通して「地域」と「学校」、施設のレイアウトの自由度を活かした学年間や生徒間など、これから深めていく関係性を「つながる」というキーワードでうまく表現されている。

■ 事業の実施体制やマネジメント

- 補助金制度適用に向けたサポート体制が組まれている。
- 竣工後の学校運営まで視野に入れた総合マネジメント計画の策定が提案されており、事業期間の短縮やモデルルーム等の作成検討など、効果的と考えられる内容となっている。

■ 教職員、児童生徒等の関係者との共有

- モデルルーム等の作成については、施工段階から利用イメージを把握できて良い。多目的トイレなど、実物大モデルを用いた検討は、使い方の理解が深まるだけでなく、児童生徒たちにとっても良い体験となる。
- モデルルーム等については教職員や児童生徒にも、体験を含めて、情報共有できるとなお良い。

(2) 設計等業務についての事項

■ 施設の機能・性能の向上

- VE提案として示された、鉄骨造の範囲を拡げ、多目的ホール(サブアリーナ)の柱を抜くことによる大空間の実現については、多目的ホールを多様に活用することが可能となり、学校教育活動における利便性の向上にもつながると考えられる。
- 1階CB(クラブボックス)部分や放課後児童会室などの間仕切り壁をスチールパーティションに変更している点は、将来の利用に際して、間取り変更にも柔軟に対応できると考えられる。
- 会議室には2室に仕切れるスライディングウォールの設置を提案されており、会議室利用として、必要な提案と考えられる。

■ 記憶・歴史の継承

- ・ 卒業生や子どもたちが慣れ親しんだ樹木の記憶の継承は非常に重要であり、伐採後の既存樹木を活用した取り組みについては、地域の歴史への配慮の工夫として評価できる。

■ 環境や景観への配慮

- ・ 南面の壁面緑化は、つた植物を利用するなど、環境的にも意匠にも配慮した緑化システムが考えられている。景観・温熱環境・教育への効果が同時に期待される緑化システムの提案など、きめ細かい多くの工夫が見られる。
- ・ 壁面緑化に係るメンテナンスや持続的な利用については、さらに検討されたい。
- ・ 省エネルギーや自然エネルギーの活用については、アイディアは優れているが、利用者が適切に使いこなすには知識の獲得と意識づくりが必要となるため、その部分に対する支援は今後において必要である。

■ 施設の利用者及び管理者への配慮

- ・ 建物の内部と外部の物品移動や動線については、維持管理動線(タラップ)を修正し、鉄骨階段とするなど、機能性や日常の安全面も配慮された計画となっている。(機械置き場、屋外機会置き場など)
- ・ 清掃面において、使用者に配慮した仕様が提案されている。(床仕上げ材や点検口、室内の照明、空調、ガラス窓外側のほか、壁塗装などにも配慮が見られる。)
- ・ トイレの仕様や、安全に配慮した局面壁の採用など、子ども達が安全かつ快適に過ごす校舎とするための工夫が提案されている。また、音の反響やピクトサインの使用など視覚、聴覚への配慮もなされている。
- ・ エントランスとなる「まなびの森」から内装の木質化や施設内でのウッドチップの敷設は、子ども達が多くの自然素材に触れることができ、ストレス緩和等への効果も期待できる。

(3) 建設業務および開校準備についての事項

■ 工期の短縮

- ・ デザインビルド方式の利点を生かし、建設工事は2ヶ月短縮される計画となっており、突発的な事象が生じた場合も余裕を持って対応でき、4月開校前のイベントなど教育活動への活用も考えることができる。
- ・ トラス筋付きデッキプレートの採用など、まとまった工期短縮に繋がる方法が提案されている。期間短縮により、学年末の学校行事等を新しい校舎で執り行える可能性もあることから、品質を確保しつつ、引き渡し時期など、発注者側にメリットとなるとなると良い。

■ 安全の確保

- ・ 解体工事の順番は良い。工事車両の周辺道路利用に関しても、丁寧に検討されている。
- ・ 施工中に発生した自然災害等による被害に対する「災害復旧支援システム」の提案は、安心感を高めるものと評価できる。

■ ワークショップの内容及び運営

- サインワークショップで子どもたちと一緒に考えたサインが学校の一部で実現することはとても良い。
- 伐採後の既存樹木を用いた木工品を作成するワークショップの実施が提案されているが、将来も子ども達とともに学校づくりを行ったことが記憶として継承されるようなワークショップが出来るとなると良い。
- 「仮囲いを利用したアートワークショップ」の提案は望ましい。一部、仮囲いを透明にし、中を覗かせることができ、工事進捗が見えるとなると良い。
- WSのテーマ、方法、ゴールについては、関係者で十分協議を行うとともに、教職員、地域住民、児童生徒を巻き込み、効果的で意義深く実りのある取り組みとなるよう努められたい。

■ 設備の導入

- 遊具、ICT 機器について、開校準備会議にて学校関係者と協議して吟味していく体制が組まれているが、教室や多目的ホールなどに導入する設備等については、「売り」となる提案を継続して検討されたい。

■ プロジェクトに係るデータの共有

- プロジェクト進行中のデータ共有は、優れた提案であるが、プロジェクト終了後のデータ提供の範囲が明らかではない。施設の利用・維持・管理において貴重な情報が多く含まれることから、健全な施設運営を実現するため、取り扱いについては市と十分に協議されたい。

■ 仕上りのイメージ共有

- 外壁に用いるRCの杉板本実小幅板打ち放しを本番工事前に試験施工を行うこととされており、事前に仕上がり具合が確認できることは良い。

■ 既存樹木の活用

- 既存樹木の再生利用については用途に応じた適切な乾燥期間も考慮し、決定する必要がある。また、保存樹木については、土の踏み固めや樹齢などで努力の甲斐なく枯死する場合があるため、その場合の措置についてもあらかじめ検討されたい。

(4) 地域への貢献、企業の社会貢献の事項

■ 防災拠点としての機能確保

- 災害対策備品庫に緊急備品を備蓄する提案がなされているが、想定しているキャパシティについて情報公開されるとなると良い。

■ SDGs への貢献

- 2020年の日経広告賞においてSDGs部門にて「優秀賞」を受賞した戸田建設株式会社がグループの中心である。この事業での取り組みがこれからの工事等に素晴らしい実績として紹介できるような取り組みとなる事を期待する。
- SDGsへの貢献については、具体的な情報を分かりやすく、学校関係者や住民に伝わる工夫があるとなると良い。

10. 審査委員会の総評

本事業は、市域で初となる施設一体型小中一貫校の建築を、デザインビルド方式により行うものです。

落札候補者の選定にあたり、基本設計及び要求水準書に基づく整備事業費とともに、「本事業についての基本的な事項」、「設計等業務(新校舎等に係る実施設計)についての事項」、「建設業務および開校準備についての事項」、「地域への貢献、企業の社会貢献の事項」の大きく4つの項目に関して技術提案を求めました。また、品質を確保しつつコストを縮減するためのVE提案を求め、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行いました。

入札には 1 者の参加表明があり、審査委員会として専門的かつ公正公平な立場から総合的に評価を行った結果、落札候補者として選定しました。

落札候補者より提出された提案書については、基本設計のコンセプトを十分に踏まえた上で建物の機能・性能や維持・管理に関する詳細な検討がなされており、学校施設に豊かな空間を形成するための種々の工夫が凝らされているほか、工期の短縮や災害復旧システムの導入などによる突発的な事象への対応にも考慮され、企業の技術やノウハウが発揮された優れた内容となっておりました。

今後、落札候補者が市と工事契約を締結する場合は、今回の提案内容をもとに、市の意向を尊重しつつ、材料価格が高騰している状況等も踏まえ、入札価格以上にコスト増とならないよう市と綿密に協議を行いながら、さらに充実した施設一体型小中一貫校の実現に向けて尽力されることを期待します。

最後に、審査委員会として、入札参加者の本整備事業に対する熱意と姿勢に敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

以上

交野市総合評価落札方式審査委員会
委員長 加嶋 章博

11. 参考資料(1) 関係条例

交野市総合評価落札方式審査委員会条例

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事の入札を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札による方式(以下「総合評価落札方式」という。)により行うに当たり、同条第4項の規定による落札者決定基準の策定に係る意見の聴取、同条第5項の規定による落札者の決定に係る意見の聴取その他総合評価落札方式に関する事項についての意見の聴取を学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)から行うため、地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市総合評価落札方式審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 入札者の技術提案等の評価に関すること。
- (3) 落札者の決定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者への協力要請)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部及び事業担当部局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

12. 参考資料(2) 中間答申書

令和3年6月4日

交野市長 黒田 実 様

交野市総合評価落札方式審査委員会

委員長 加嶋 章 博



落札者決定基準について（中間答申）

令和3年4月26日付、交企政第5号で諮問されました事項のうち、落札者決定基準について、審議しましたので下記のとおり答申します。

なお、当該落札者決定基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定による、学識経験を有する者からの意見聴取を満たしたものとなります。

記

1. 対象事業

（仮称）交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校整備事業

2. 落札者決定基準

別紙のとおり

以上

(別紙)

(仮称) 交野市立交野みらい学園
施設一体型小中一貫校整備事業

総合評価落札方式制限付一般競争入札

落札者決定基準

令和3年6月11日

交野市

目 次

第 1	総則.....	1
第 2	落札者決定の手順.....	1
第 3	参加資格審査.....	3
第 4	基礎審査の方法.....	3
第 5	加点審査の方法.....	4
第 6	様式について.....	7
	別紙.....	8

第1 総則

本事業の実施にあたっては、施設の設計、建設に関する民間事業者の専門的な知識やノウハウを活用することで、より効果的、効率的な遂行が期待できる。このため、事業者の選定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価落札方式制限付一般競争入札を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価落札方式制限付一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

第2 落札者決定の手順

1 参加資格審査

交野市（以下「本市」という。）は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、入札説明書に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、入札参加者が1者であった場合も、この落札者決定基準に基づき審査を行う。

2 VE提案審査

本市は、入札参加者から提出されたVE提案について、採否に関する審査を行う。VE提案及び採否の審査に関する詳細は本事業にかかる「VE提案実施要領」による。

3 入札書類審査

（1）提案書類審査

ア 提案内容の基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は無効とする。

イ 提案内容の加点審査

本事業にかかる「交野市総合評価落札方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）」は、この落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

（2）開札

本市は、入札書に記載された入札価格が、失格基準価格と予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を審査委員会に報告する。なお、入札価格が失格基準価格を下回っているもしくは、予定価格を超えている入札は無効とする。

（3）落札候補者の選定

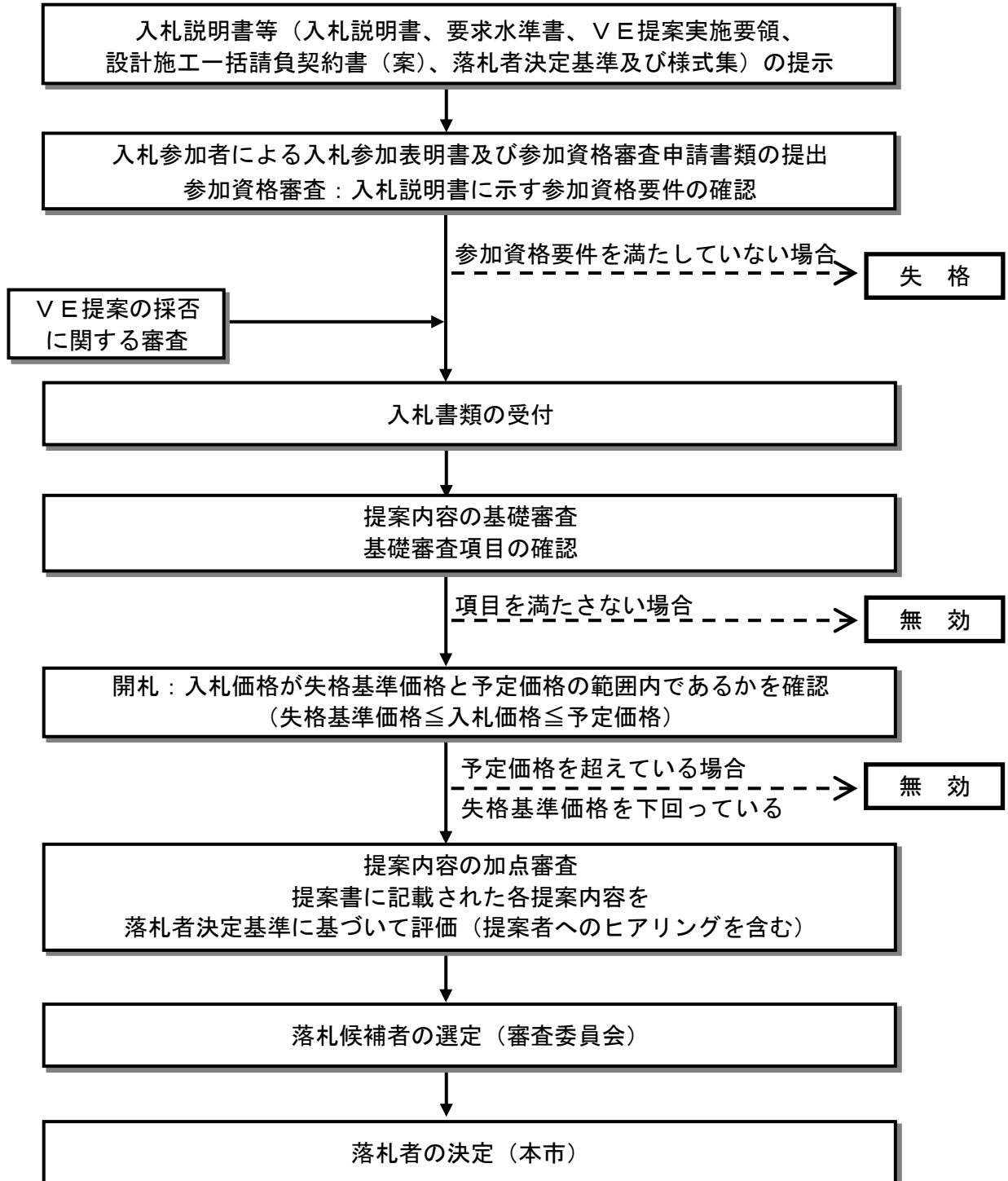
審査委員会は、入札価格と提案内容の加点審査の合計である総合評価値が最も高い者を落札候補者として選定する。総合評価値の最も高い者が2以上ある場合は、当該提案者によるくじ引きを行い、落札候補者を選定する。

4 落札者の決定

本市は、審査委員会における落札候補者の選定結果をもとに、落札者を決定する。

5 審査の流れ

上記 1 ～ 4 に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。



第3 参加資格審査

本市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

第4 基礎審査の方法

本市は、入札参加者から提出される提案書により、入札参加者が基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は入札を無効とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

基礎審査項目は以下のとおりである。

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- ・当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書等を満たしていること。

第5 加点審査の方法

1 審査方法

加点審査においては、設計、建設及び入札価格の各審査項目について提案内容を得点化し、得点の合計値を総合評価値とする。

なお、加点審査における各審査項目の配点及び後掲する評価のポイントについては、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

【加点審査の配点表】

審査項目（小項目別）	配点
1. 設計等業務・建設業務に関する事項	
（1）本事業についての基本的な事項	（計7点）
ア 学校建設に関する市の基本的考え方の理解度	2点
イ 本事業の実施にかかる執行体制や事業スキーム等の的確な把握	5点
（2）設計等業務（新校舎等にかかる実施設計）についての事項	（計18点）
ア 機能・性能の向上	12点
イ ライフサイクルコスト削減のための工夫	6点
（3）建設業務および開校準備についての事項	（計18点）
ア 施工計画	14点
イ 開校準備	4点
（4）地域への貢献、企業の社会貢献の事項	（計7点）
ア 地域への貢献	6点
イ 企業の社会貢献	1点
計	50点
2. 入札価格に関する事項	50点
合計（全ての加点審査項目）	100点

2 設計等業務・建設業務に関する事項の得点化方法

審査委員会は、提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その小項目ごとに、以下に示す4段階評価により得点を付与する。

ただし、「3 審査項目及び評価ポイント」の「4 ア ①及び②」については、それぞれ、評価のポイント欄で明示する方法で定量評価する。

なお、設計等業務・建設業務に関する事項の得点（配点50点）が10点未満の場合は、当該入札参加者を失格とする。

評価	判断基準	得点化方法
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.60
C	わずかに優れている点を認める	配点×0.20
D	要求水準を満たしているが、特に優れた点が認められない	配点×0.00

3 審査項目及び評価のポイント

審査項目	配点	評価のポイント
(1) 本事業についての基本的な事項（計7点）		
ア 学校建設に関する市の基本的考え方の理解度	2点	① 本事業の基本方針等を理解したうえで、学校建設にあたる姿勢や考え方が具体的に記述されているか。（1点） ② ①の姿勢や考え方が、提案書の全般にわたって反映されているか。（1点）
イ 本事業の実施にかかる執行体制や事業スキーム等の的確な把握	5点	① 本事業の目的、内容、事業スキーム等を把握した事業計画等について、優れた提案がなされているか。（2点） ② 設計企業と建設企業との連携及び本市との協議方法等について、優れた提案がなされているか。（2点） ③ 国庫補助金制度の適用にかかる財源確保の支援について、優れた提案がなされているか。（1点）
(2) 設計等業務（新校舎等に係る実施設計）についての事項（計18点）		
ア 機能・性能の向上	12点	① 新築施工や維持修繕、施工後の居室レイアウトの変更が可能となる建屋の構造計画（杭基礎・上屋を含む）について、優れた提案がなされているか。（4点） ② 内装や建具の木質化等を含む仕上の性能向上について、優れた提案がなされているか。（4点） ③ 機能向上を目的とした意匠計画を達成するための、優れた提案がなされているか。（4点）
イ ライフサイクルコスト削減のための工夫	6点	① ライフサイクルコストの削減を含む合理的な設備計画について、優れた提案がなされているか。（3点） ② メンテナンスフリーや合理的な維持修繕を可能とする、優れた提案がなされているか。（3点）
(3) 建設業務および開校準備についての事項（計18点）		
ア 施工計画	14点	① 施設の早期引渡しについて、具体的な工期の短縮にかかる、優れた提案がなされているか。（5点） ② 安全確保や騒音・振動対策等、周辺地域に配慮した取り組みについて、優れた提案がなされているか。（5点） ③ その他、施工計画について、優れた提案がなされているか。（4点）
イ 開校準備	4点	① ワークショップの企画・開催の支援について、優れた提案がなされているか。（2点） ② 机や椅子等什器備品、グラウンド遊具、ICT機器の調達に係る支援について、優れた提案がなされているか。（2点）

審査項目	配点	評価のポイント
(4) 地域への貢献、企業の社会貢献の事項 (計7点)		
ア 地域への貢献	6点	① 本市内企業の活用について、優れた提案がなされているか。(4点) ※定量評価のため、評価方法は、末尾の別紙を参照。 ※この項目①と次の項目②の提案内容は契約事項とし、契約終了時に履行確認を行う。その際、提案額を下回った場合は、その額にて総合評価値を再計算し、落札時との差分を違約金として徴収する。(契約金額を総合評価値で除して1点あたりの契約金額を算出し、再計算後に不足する点数を乗じて違約金額を算出する。) ② ①のうち市内に本店を置く業者の活用数(1点) ※定量評価のため、評価方法は、末尾の別紙を参照。 ③ その他、地域経済への貢献や近隣地域等の活性化について、優れた提案がなされているか。(1点)
イ 企業の社会貢献	1点	① 低炭素社会やSDGsへの配慮や社会福祉の向上など社会貢献に繋がる、優れた提案がなされているか。(市が定める諸計画(交野市環境基本計画、交野市地域福祉計画等)も参考にすること。なお、当審査項目に限り、本事業以外における取り組み実績についても評価対象とする。)(1点)

4 入札価格に関する事項の得点化方法

入札価格については、次の算定式により得点を付与する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

(算定式) $50点 \times (1 - (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{失格基準価格}))$

第6 様式について

本基準に示す審査項目の対象とする提案様式は以下のとおりである。各項目に対応する様式のみを審査対象とする。

なお、提案内容が客観的に理解できるように提案書を作成するとともに、評価に値すると考える内容（数値、数量、期間等）はすべて様式内に記述し、設計図書には記載しないこと。

審査項目			対応する 様式番号
提案内容の 基礎審査	1. 共通事項	提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。	様式 10～18 設計図書
		提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	様式 10～18
		当該提案に関する各様式に示す項目に対する提案の内容が要求水準書等を満たしていること。	様式 10～18 設計図書
提案内容の 加点審査	1. 設計等業務・建設業務に関する事項	（1）本事業についての基本的な事項	様式 11、12
		（2）設計等業務（新校舎等に係る実施設計）についての事項	様式 13、14
		（3）建設業務および開校準備についての事項	様式 15、16
		（4）地域への貢献、企業の社会貢献の事項	様式 17、18
	2. 入札価格に関する事項	入札価格	様式 9

① 本市内企業の活用について、優れた提案がなされているか。(4点)

(算定式)

$$\frac{\text{契約金額に占める市内業者活用金額 (※)}}{\text{提案された市内業者活用金額のうちの最高額}} \times 4 \text{ 点} = \text{この項目での得点 (4 点が上限)}$$

※契約金額に占める市内業者活用金額の算出方法

市内業者への下請契約金額や資機材発注金額に次の係数を乗じた金額を算出し、合算する。
ただし、市内業者活用金額は、2億円を下限とし、2億円未満は「0円」とする。

建設工事	市内に本店を置く業者の活用係数	市内に支店を置く業者の活用係数
1次下請	契約金額×1.00	契約金額×0.60
2次下請	契約金額×0.80	契約金額×0.40
3次以下の下請	契約金額×0.60	契約金額×0.20

資機材等	市内に本店を置く業者の活用係数	市内に支店を置く業者の活用係数
元請からの 発注のみ	契約金額×1.00	契約金額×0.60

※施工体制上、同一の下請系統に複数の市内業者が存在する場合は、最も上位の業者との契約のみ「契約金額に占める市内業者活用金額」の算出対象となる。

(例) 元請(土工) → 1次下請: 市内業者 → 2次: 市外業者 → 3次: 市内業者
この場合は、市内業者との1次下請契約のみが、算出の対象となる。

② ①のうち市内に本店を置く業者の活用数(1点)

1社	1点×0.00
2社	1点×0.20
3社	1点×0.40
4社	1点×0.60
5社	1点×0.80
6社以上	1点×1.00